129794	後藤幸一郎	129795	伊藤　潤
129796	服部　美和	129797	神谷　保宏
129798	大嶽　徳之	129799	島田　信一
129800	水口　貴代	129801	玉津　裕史
129802	小林　徹	129803	中村　友悟
129804	渡邊八十男	129805	濵田　佳一
129806	山﨑　克史	129807	小松　仁
129808	長谷川洋平	129809	長谷川真也
129810	長瀬健太郎	129811	津川　峰保
129812	寺井　渉	129813	鷲平　茂
129814	谷内　米一	129815	久保　俊明
129816	奥名　秀和	129817	西濱　直樹
129818	山下　雄二	129819	古本　武志
129820	伊達　信哉	129821	岡　友教
129822	赤羽隆太郎	129823	松林　龍生
129824	久戸瀬寛記	129825	尾村　安子
129826	森脇　俊樹	129827	近藤　史朗
129828	関　毅	129829	今西　眞
129830	吉高　龍彦	129831	池田　栄治
129832	渡邉　紘章	129833	大島　千鶴
129834	松尾　雅人	129835	中道　健太
129836	姫野　浩一	129837	渡邊　貴昭
129838	山口　朗	129839	坂東島由紀子

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　第一東京弁護士会
2　処分を受けた弁護士
　氏　　名　木村　　敢
　登録番号　11906
　事 務 所　東京都中央区銀座８－４－23
　　クレグラン銀座
　　木村法律事務所
3　処分の内容　戒告
4　処分が効力を生じた年月日
　平成27年３月９日

平成 27 年 5 月 25 日　　日本弁護士連合会

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　横浜弁護士会
2　処分を受けた弁護士
　氏　　名　谷口　隆良
　登録番号　12998
　事 務 所　神奈川県相模原市南区相模大野
　　７－８－10　大塚ビル４階
　　弁護士法人谷口綜合法律事務所
3　処分の内容　戒告
4　処分が効力を生じた年月日
　平成27年５月11日

平成 27 年 5 月 25 日　　日本弁護士連合会

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　第二東京弁護士会
2　処分を受けた弁護士
　氏　　名　村岡　徹也
　登録番号　39230
　事 務 所　東京都港区虎ノ門４－１－10
　　青木ビル３階
　　弁護士法人村岡総合法律事務所
3　処分の内容　業務停止６月
4　処分が効力を生じた年月日
　平成27年５月20日

平成 27 年 5 月 26 日　　日本弁護士連合会

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　第二東京弁護士会
2　処分を受けた弁護士
　氏　　名　渡邉　淳夫
　登録番号　23633
　事 務 所　東京都中央区銀座４－９－６
　　陽光銀座三原橋ビル７階
　　第一法律事務所
3　処分の内容　業務停止１月
4　処分が効力を生じた年月日
　平成27年５月20日

平成 27 年 5 月 26 日　　日本弁護士連合会

裁決の公告

長野県弁護士会が平成26年６月12日に告知した同会所属弁護士　臼井　義幸　会員（登録番号34780）に対する懲戒処分（戒告）について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、平成27年５月12日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件処分を取り消し同人を懲戒しない旨裁決し、この裁決は平成27年５月15日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第３号の規定により公告する。

平成 27 年 5 月 15 日　　日本弁護士連合会

裁決の公告

福岡県弁護士会が平成26年３月24日に告知した同会所属弁護士　真尾　　亮　会員（登録番号18136）に対する懲戒処分（業務停止１年）について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、平成27年５月12日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件審査請求を棄却する旨裁決し、この裁決は平成27年５月16日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第２号の規定により公告する。

平成 27 年 5 月 16 日　　日本弁護士連合会

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法第10条第１項第２号の規定により、次の教育職員免許状は失効した。

平成 27 年 6 月 10 日　　滋賀県教育委員会

1．免許状の種類、授与番号、授与年月日、授与権者、本籍地、氏名及び生年月日
⑴　小学校教諭一級普通免許状、昭60小一普第12号、昭和61年３月25日、滋賀県教育委員会、滋賀県、青木　良隆、昭和38年10月19日
⑵　中学校教諭一級普通免許状（数学）、昭60中一普第83号、昭和61年３月25日、滋賀県教育委員会、滋賀県、青木　良隆、昭和38年10月19日
⑶　高等学校教諭二級普通免許状（数学）、昭60高二普第87号、昭和61年３月25日、滋賀県教育委員会、滋賀県、青木　良隆、昭和38年10月19日
2．失効年月日　平成27年４月22日
3．失効の事由　教育職員免許法第10条第１項第２号該当

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、男性、年齢50歳から90歳位、身長167センチメートル

上記の者は、平成27年４月12日午後１時35分、さいたま市桜区大字田島4282番地２先路上において、秋ヶ瀬橋から落下したところを発見され、同日午後３時６分、死亡が確認されました。

引取人がいないため、火葬に付し、遺骨は保管してあります。心当たりの方は、当市桜区福祉課までお申し出ください。

平成 27 年 6 月 10 日

埼玉県　　さいたま市長　清水　勇人

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、性別女性、推定年齢60歳以上、身長155センチ、着衣は、灰色ブラジャー、黒色ズボン、灰色パンツ、灰色靴下

上記の者は、平成27年４月９日、三重県鳥羽市国崎町鳥羽展望台東方約350メートル先海岸にて発見されたもので、死後３日から５日程度経過しており、平成27年４月初旬頃の死亡と推定される。死因は解剖結果により、溺死の疑い。

身元不明のため火葬に付し、遺骨を当市にて管理しておりますので、心当たりの方は、当市社会福祉事務所まで申し出てください。

平成 27 年 6 月 10 日

三重県　　鳥羽市長　木田久主一

無縁墳墓等改葬公告

当市営墓地やすらぎ苑整備事業のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますので、ご承知ください。

平成 27 年 6 月 10 日　　北海道江別市

1　墳墓等所在地　北海道江別市対雁97番地１、100番地３
1　墓地の名称　やすらぎ苑